

# 総務委員会 議案説明資料

令和4年2月28日

件名	頁
1 第9号議案 足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を 改正する条例	2
2 第10号議案 足立区職員定数条例の一部を改正する条例	6

( 政策経営部 )

# 第 9 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 2 月 2 8 日

件 名	<b>足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例</b>
所管部課名	政策経営部 ICT戦略推進担当課、福祉部 障がい福祉課
内 容	<p><b>1 改正内容</b>          現在「足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に基づき、個人番号を利用した情報連携を行っている事務があるが、今回、東京都の条例施行規則等の改正に伴い、本条例の改正を行う。</p> <p><b>2 改正の概要</b>          (1) 「足立区重度身体障がい者救急代理通報システム事業実施要綱」の改正による事業変更に伴い、利用条件から所得制限を撤廃した。これにより、個人番号の利用及び特定個人情報の提供を必要としなくなったため、本条例の別表第 1 及び別表第 2 から、「重度身体障がい者に対する救急代理通報システムの利用に関する事務」を削除する。          (2) 東京都「心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則」により、同制度の資格認定に際して情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会が可能になる旨、東京都より通知があった。同制度は番号法に規定する独自利用事務にあたるため、本条例の別表第 1 及び別表第 2 に「心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務」を追加し、対応を図る。  <b>【改正のイメージ】</b> 別紙 1 のとおり</p> <p><b>3 新旧対照表</b>          別紙 2 のとおり</p> <p><b>4 施行年月日</b>          公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定（同表 2 4 区長の項に係る部分に限る。）及び別表第 2 の改正規定（同表 2 9 区長の項及び 5 4 区長の項に係る部分に限る。）は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。</p>
今後の方針	関係する条例施行規則等について、必要な規定整備を行うとともに、所属長及び職員に対して、周知を図っていく。

足立区個人番号の利用及び  
特定個人情報の提供に関する条例

別表


※本条例の別表内で、各事務事業において新たに「個人番号の利用」や「特定個人情報の提供」が必要となった場合は項の追加、逆に不要となった場合は項の削除、といった条例改正を行う。

第9号議案説明資料に関して

- (1) 「足立区重度身体障がい者救急代理通報システム事業実施要綱」の改正
- ア. 「救急代理通報」とは本人や家族が急病等のときにペンダントを押すと、その信号を契約している事業者の受信センターが受信し、119番通報するとともに、現場派遣員が駆け付けるものである。
  - イ. 当初は所得制限を設けており、「個人番号の利用及び特定個人情報の提供」を必要としていた。

追加

- ウ. 東京都の条例改正に併せ、「足立区重度身体障がい者救急代理通報システム事業実施要綱」の改正により所得制限を撤廃した。これにより、「個人番号の利用及び特定個人情報の提供」が不要となった。

削除

- (2) 東京都の「心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を受けて
- ア. 同制度の資格認定に際して、情報提供ネットワークシステムを使用した「特定個人情報の照会」が可能になる。
  - イ. 同制度は番号法に規定する独自利用事務（住民基本台帳事務等の法定事務以外にマイナンバーを利用する事務）にあたるため、本条例別表に追加する。

追加

## 足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表 (案)

改 正 前			改 正 後		
別表第 1 (第 3 条関係)			本則 (略) 付 則 (令和 4 年〇月〇日条例第〇〇号) <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定 (同表 2 4 区長の項に係る部分に限る。)</u> 及び <u>別表第 2 の改正規定 (同表 2 9 区長の項及び 5 4 区長の項に係る部分に限る。)</u> は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。		
機関	事務		機関	事務	
11 区長	重度身体障がい者に対する救急代理通報システムの利用に関する事務であって規則で定めるもの		11 削除		
12~23	略		12~23	略	
(新設)			24 区長	<u>心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和 49 年東京都条例第 20 号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	
別表第 2 (第 3 条関係)			別表第 2 (第 3 条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
23 区長	重度身体障がい者に対する救急代理通報システムの利用に関する事務であって規則で定めるもの	略	23 削除		
24~28	略	略	24~28	略	略
29 区長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	前略 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によ	29 区長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	前略 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支

改正前			改正後		
		る自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの			給に関する情報（以下「 <u>障がい者自立支援給付情報</u> 」という。）であって規則で定めるもの
		後略			後略
30～53	略	略	30～53	略	略
<u>(新設)</u>			<u>54 区長</u>	<u>心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
					<u>障がい者自立支援給付情報であって規則で定めるもの</u>
					<u>児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの</u>
					<u>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報</u>
					<u>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u>
					<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>

# 第10号 議案説明資料

令和4年2月28日

件名	足立区職員定数条例の一部を改正する条例																																												
所管部課名	政策経営部 政策経営課																																												
内容	<p>職員定数の変動に伴い、以下のとおり足立区職員定数条例を改正する。</p> <p><b>1 改正内容（第2条関連）</b></p> <table border="1" data-bbox="384 636 1402 1122"> <thead> <tr> <th></th> <th>旧</th> <th>新</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 区長の事務部局の職員</td> <td>2,474人</td> <td>2,490人</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>(2) 議会の事務部局の職員</td> <td>16人</td> <td>16人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 教育委員会の事務部局の職員</td> <td>781人</td> <td>780人</td> <td>△1</td> </tr> <tr> <td>(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員</td> <td>12人</td> <td>11人</td> <td>△1</td> </tr> <tr> <td>(5) 監査委員の事務部局の職員</td> <td>8人</td> <td>8人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 農業委員会の事務部局の職員</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,293人</td> <td>3,307人</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>《参考》</p> <table border="1" data-bbox="384 1223 1402 1415"> <thead> <tr> <th></th> <th>旧</th> <th>新</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公社等派遣定数</td> <td>33人</td> <td>33人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>足立区総定数</td> <td>3,326人</td> <td>3,340人</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 施行年月日</b> 令和4年4月1日</p>		旧	新	増減	(1) 区長の事務部局の職員	2,474人	2,490人	16	(2) 議会の事務部局の職員	16人	16人		(3) 教育委員会の事務部局の職員	781人	780人	△1	(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員	12人	11人	△1	(5) 監査委員の事務部局の職員	8人	8人		(6) 農業委員会の事務部局の職員	2人	2人		合計	3,293人	3,307人	14		旧	新	増減	公社等派遣定数	33人	33人		足立区総定数	3,326人	3,340人	14
	旧	新	増減																																										
(1) 区長の事務部局の職員	2,474人	2,490人	16																																										
(2) 議会の事務部局の職員	16人	16人																																											
(3) 教育委員会の事務部局の職員	781人	780人	△1																																										
(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員	12人	11人	△1																																										
(5) 監査委員の事務部局の職員	8人	8人																																											
(6) 農業委員会の事務部局の職員	2人	2人																																											
合計	3,293人	3,307人	14																																										
	旧	新	増減																																										
公社等派遣定数	33人	33人																																											
足立区総定数	3,326人	3,340人	14																																										
今後の方針	<p>今後も、社会経済情勢に応じた適正なサービス水準を確保するために必要な体制整備を図りながら、組織編成と定数管理を行っていく。</p>																																												